

広島県告示第三百三十八号

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）第十七条第五号の規定により、知事が定める特々な療法又は新しい療法等を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護療養型医療施設に係る知事が定める療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第五に定める療法等とする。